

安倍首相に 法廷で 語って もらおう。

安倍首相の靖国参拝違憲訴訟

第二次締切

2014年8月15日

「裁判だ!」と気負うことはない、私は「殺さない・殺されない・殺させない」こんな意思表示が見える形にしようと訴訟を提起し、私も原告になります。このことが「戦争の臭いのする安倍の靖国神社参拝」に怒るアジアの人々との連帯の一步であることを確信します。「黙らない一人」として共に意思表示を!「共に生きる」とは「共に闘う」こと。

徐 翠珍(靖国合祀イヤーですアジアネットワーク)

私は靖国の祭神は「戦争で天皇のために亡くなったと天皇が認めた人」だけと考えています。それで西郷隆盛は西南の役で自害しましたが賊軍とされて祀られず、乃木希典や東郷平八郎は戦争で亡くなっていないので祀られず、空襲で亡くなった軍人・軍属は祀り、お年寄り・女性・子どもたちの一般の犠牲者は天皇が認めないので祀っていない差別の宗教です。そこに安倍は参拝し、英霊と顕彰して「後に続け」と国民を追い込むわけです。許せません。この訴訟で安倍の愚かさを国民に知らせましょう。

郡島恒昭(浄土真宗本願寺派僧侶・首相靖国参拝「福岡判決」を活かす会代表)

過去の戦死者を英霊とするだけでなく、未来の戦死者も英霊とする行為が靖国参拝であるならば、過去の戦死者を英霊とするだけではなく未来の戦死者もまた英霊とする政治を行わせてはならない。壊憲状況の現在においては、今回の訴訟は、特に未来の戦死者を想定する靖国神社に対する訴訟であると自分自身は考えています。

尾畑 文正(前同朋大学学長)

今、安倍首相の靖国参拝を一番怒っているのはA級戦犯らが推し進めた戦争によって殺されていったアジア諸地域の人々ではないでしょうか。日本軍の侵略がなければ家を焼かれ、物を奪われ、ついには命まで奪われることはなかったのですから。

さらに、一枚の赤紙によって徴兵され、南海の島々で餓死していった兵士たちの、日本を再び戦争する国にしたい首相に死んでからまで利用されることが口惜しく、歯がみしていいのではないのでしょうか。

石川 逸子(詩人)

単純なことだ。2000万アジアの民の子孫がいま、ここに生きている。自分のおじいちゃんやおばあちゃん、母や父、兄弟姉妹、身内を殺された人がどれほどの数になるか。その人たちのまなざしに、応える社会でないといけな。殺戮の歴史や象徴を賛美することは、戦後の私たちに決して許されない行為なのだ。

辛 淑玉(のりこえねっと共同代表)

安倍首相も靖国も、戦死者を「英霊」とすることで、問われるべきその罪と責任をうやむやにし、さらなる「愛国心教育」によって、未来の「英霊づくり」をもくろんでいます。戦争と侵略の反省のない「靖国」がいつまでもこの国で心のよりどころになったままでは、平和はどこまでもあやういと思います。なんとしても安倍首相の靖国参拝を許さない人がこの国に少なからず存在することを知らしめましょう。

崔 善愛(ピアニスト)

安倍首相の靖国神社参拝は、戦後日本の政治家が背負っている自国と他国の死者たちとの誓約である二度と国家による不条理な死を強いないという責務を放棄する行為である。

あなたをなぜ死なせてしまったのか?決してあなたのような死者は出ません——。戦後日本の政治家は誰でも、どのような政治思想を持っていようと、不条理な死を強いられた死者たちと会い、彼らのことばを聴き、彼らと対話することでしか死者を記憶し、弔うことはできない。不条理な死を強いられた死者たちを賛美する靖国神社への首相の参拝は、それらとすべて逆のベクトルを持つ。

安倍首相の参拝は、「壊憲」含みの武器輸出三原則の撤廃や集団的自衛権の行使、さらに特定秘密保護法制定による自由への抑圧など新たな死者を想定する文脈の中でなされた。であればこそ死者たちと真摯に会い、その声を聴き、彼らと語り合ったのが問題となる。

実は、不条理な死を強いられた死者たちと会い、その声を聴き、対話をしなければならないのは、戦後を生きるわたしたち「国民」の責務でもある。だから安倍首相に法廷に来てもらって、あなたは真摯に死者たちと会い、声を聴き、言葉を交わしたうえで靖国参拝をしたのか——首相としてのあなたに、それを語ってもらいたい。わたしがこの訴訟の原告になり、この訴訟への参加の呼びかけ人の一人になったのは、そのためである。

田中伸尚(ノンフィクション作家)

2013年12月26日午前、安倍晋三首相は私たちの強い反対と警告にもかかわらず靖国神社を参拝しました。安倍首相は、公用車で靖国神社に向かい、「内閣総理大臣安倍晋三」と記帳し、正式に祓いを受けて昇殿参拝しました。

具体的な形で、安倍首相に対して批判の声を届けなければなりません。

私たちは、靖国神社に親族を無断で合祀されている遺族と、

その取り消しを求めた訴訟を闘ってきました。

1月7日夜、事務局を中心に、合祀取り消し訴訟の原告・弁護団も加わって急遽会議を開きました。その結果、国、安倍晋三、靖国神社を被告に、安倍首相の靖国参拝を問う訴訟を提起することにしました。

参拝が違憲であることは、ほとんど同種の事件であった小泉首相の参拝に対する

7件の訴訟のいくつかの判決においても明らかです。

この訴訟は、違憲違法の参拝による被害に対し、国家賠償を請求する訴訟となります。

被侵害利益の中に、平和的生存権などを含めて、「秘密保護法」「集団的自衛権」「武器輸出」などに象徴される安倍内閣の危険な体質を総合的に問う訴訟にしたいと考えています。

長期政権という悪夢が懸念される中、私たちは、この訴訟提起が、今のところ市民が直接に安倍内閣に異議を申し立てることができる数少ない道ではないかと考えています。

大阪では、中曽根首相公式参拝違憲訴訟以来の智慧と経験の総力を結集して、これに取り組む覚悟です。

あなたも、ぜひ原告に名乗りを上げてください。

☆被告は国、安倍晋三、靖国神社です。

☆誰でも原告になれます（原告の構成）

- ① 安倍首相の靖国参拝阻止という共通の目的において、「違憲確認」や「将来にわたる差し止め」を求める訴訟です。どなたでも参加できます。
- ② 日本全国どこからでも原告になれます。国外からも。
- ③ 日本人だけではなく、外国籍の方も原告になれます。

☆原告募集の詳細

- ① 委任状に日付・郵便番号・住所・名前（ふりがな）を自筆で記入し、2カ所に捺印してください。（シャチハタ印不可）
押印は名前の後と委任状右枠外中央あたりの2カ所です。
- ② 原告は訴訟諸費用として3000円（一口）を振り込んでください。（下記口座に）
次年度からは年会費1000円（一口）です。
- ③ 支援の会は「靖国合祀イヤですアジアネット」です。年会費1000円（一口）です。
- ④ 委任状に加えて参拝による被害を訴える意見書を提出してもらえればベストです。
もちろん原告になるためには委任状だけでも充分ですが、皆さんの意見を踏まえて中味のある訴状を作成するためです。（意見書に決まった形式はありません。A4紙に自由に）

第二次締切 2014年8月15日
委任状は下記住所に封書でお送りください。

安倍首相靖国参拝違憲訴の会・関西
靖国合祀イヤです・アジアネットワーク

〒540-0038

大阪市中央区内淡路町1丁目3-11-402

市民共同オフィス SORA 内

FAX 06-7777-4925

郵便振替口座 00980-8-35073

**第一次は4月11日に
原告546名で提訴しました。**

呼びかけ人／石川逸子（詩人）／佐高信（評論家）／田中伸尚（ノンフィクション作家）／斎藤貴男（ジャーナリスト）／志葉玲（フォトジャーナリスト）／辛淑玉（のりこえねっと共同代表）／崔善愛（ピアニスト）／徐翠珍（靖国合祀イヤですアジアネットワーク）／大田昌秀（元沖縄県知事・元参議院議員）／服部良一（前衆議院議員）／尾畑文正（前同朋大学学長）／松浦悟郎（カトリック司教）／平良仁志（牧師）／菅原龍憲（浄土真宗本願寺派僧侶・靖国合祀イヤです訴訟原告団長）／安西賢誠（真宗大谷派僧侶・愛媛玉串料違憲訴訟原告団長）／郡島恒昭（浄土真宗本願寺派僧侶・首相靖国参拝「福岡判決」を活かす会代表）／金城実（靖国合祀ガッテンナラン！訴訟原告）／谷内榮（砂川政教分離訴訟原告・平和遺族会全国連絡会事務局長）